

埼玉県内に事業所がある事業者の皆様へ

省エネ・再エネ活用 設備の導入に、補助します！

エネルギーの効率利用や地域のエネルギーレジリエンスの強化を図るため、
埼玉県内にある事業所に省エネ・再エネ活用設備を導入する者に対し、
埼玉県が補助金を交付します。



募集期間

令和8年8月17日(月)～

令和8年9月14日(月)17時必着

補助対象設備・補助率（上限額）

	補助対象設備	補助率（上限額）
1	太陽光発電設備及び蓄電池	太陽光発電設備：5万円/kW 蓄電池：補助対象経費の1/3 ※埼玉版スーパー・シティプロジェクト 参加市町村の取組に位置付けられた事業 太陽光発電設備：7万円/kW 蓄電池：補助対象経費の1/2 (上限 合計1,500万円)
2	その他再生可能エネルギー 発電設備（水力、バイオマス） ----- 熱利用設備 （太陽熱、バイオマス熱、地中熱）	補助対象経費の2/3 (上限1,500万円)
3	その他基盤インフラ設備 （自営線、蓄熱設備、熱導管、 エネルギーマネジメントシステム）	補助対象経費の2/3 ※1又は2の付帯設備に限る ※埼玉版スーパー・シティプロジェクト 参加市町村の取組に位置付けられた事業 補助対象経費の3/4
4	コージェネレーションシステム	補助対象経費の1/2 (上限2,500万円)

補助対象経費

補助対象設備の工事費、設備費、業務費



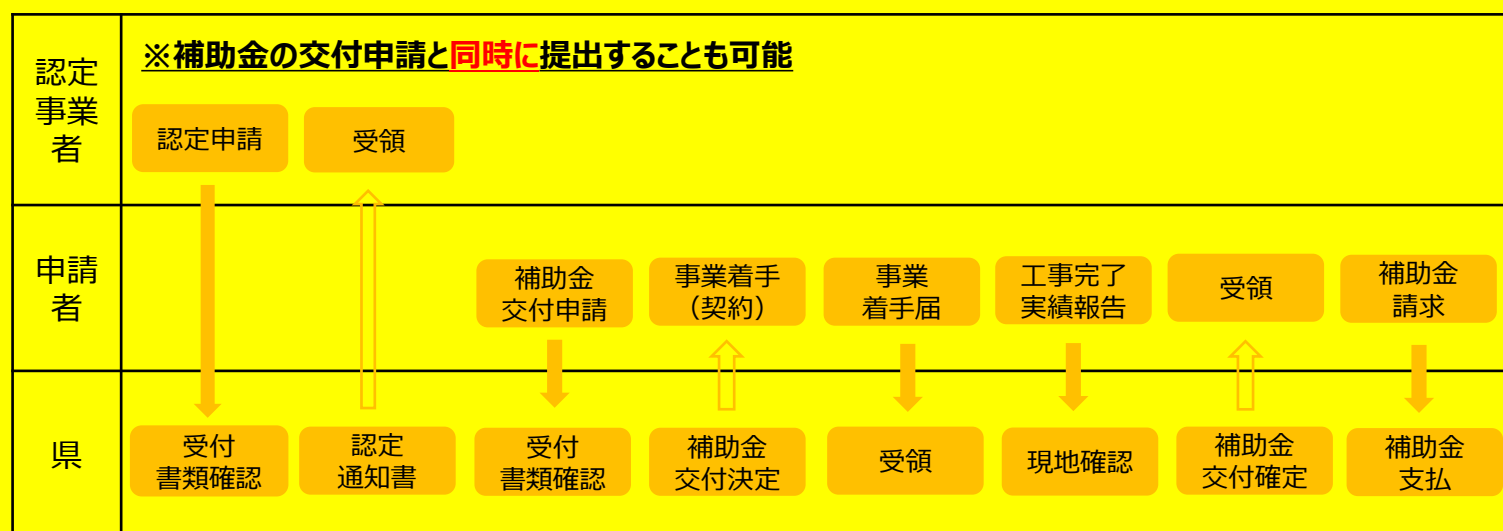
コバトン さいたまっち

補助対象事業の主な要件 ※設備によって要件が異なるため、詳細は交付要綱（県HPに掲載）をご確認ください

- **埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者(企業等向け)**の認定を受けた事業者との契約により補助対象事業を実施すること
※あんしん事業者認定制度の詳細については、実施要領（県HPに掲載）をご確認ください。
- 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと
- 常用の設備であること
- ガス使用量、発電電力量や排熱利用量等を測定する専用の計測装置を取り付けること
- 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること
- 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること
- 設置する同一の補助対象設備に関して、埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等を利用しないこと
- 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること
- 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること
- 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること …など

補助金手続きのご案内

手続きの流れ



※補助対象設備の稼働後の実績を1年ごとに3か年の間、県へ報告する必要があります。

申請方法

- 【提出先】 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当
【提出書類】 県HPに掲載（補助金交付申請などの必要書類が全て掲載されています）
【提出部数】 1部
【提出方法】 メール（a3170-02@pref.saitama.lg.jp）

検索サイトへ➡

企業等における省エネ・再エネ活用設備導入補助金

検索

お問合せ先

埼玉県 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 第三庁舎3階

TEL：048-830-3024

E-mail：a3170-02@pref.saitama.lg.jp

